

嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者
募集要領

令和3年10月1日

嘉手納町 子ども家庭課

【応募受付期間】

令和3年10月 1日（金） — 令和3年10月20日（水）

【受付時間】

8：30 — 17：15 土日休日を除く

【受付場所】

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588

嘉手納町子ども家庭課 保育支援係

1. 公募の趣旨

嘉手納町（以下「町」という。）では、子育て家庭の生活状況の変化等に伴い、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。以下同じ。）の需要が増加しており、定員を上回る申し込みがある状況です。

この需要に対応するため、令和2年3月に策定した「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき令和4年4月1日に嘉手納小学校内にて放課後児童クラブを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を募集します。

この要領は、事業者を募集し、選定するために必要な事項を定めるものです。

添付資料は次のとおりです。

※ 事前相談依頼書（別添1）

※ 提出書類一覧表（別添2）

参考資料

※ 嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則（平成30年嘉手納町規則第32号）（以下、「町交付規則」という。）

※ 嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嘉手納町条例第20号）

※ 「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知別紙）（以下「国交付要綱」という。）

※ 「放課後児童健全育成事業実施要綱」（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）（以下「実施要綱」という。）

2. 名称及び施設等

(1) 名称

嘉手納小学校内学童クラブ（仮称）

(2) 実施場所

嘉手納町字嘉手納312番地 嘉手納小学校内食堂（延床面積目安 約400㎡程度）

(3) 利用定員

80人

(4) 利用対象

嘉手納小学校に在籍する小学校1年生から6年生

3. 応募資格

以下の条件を満たしている事業者（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）とし、個人での申請はできません。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第162号）第6条の3第2項に規定する放課後児童クラブを令和4年4月1日に開設することが可能であること。

(2) 放課後児童クラブの運営に当たっては、児童福祉法、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嘉手納町条例第20号）

その他関係法令を遵守するとともに、町交付規則の要件を満たす運営を行うこと。

- (3) 放課後児童健全育成事業の運営実績が令和4年4月1日時点で1年以上あること。
ただし、当該事業者の経営体制や職員構成等により事業を遂行する能力があると認められた場合は、この限りでない。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の事業者でないこと。
- (7) 嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第9号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (8) 事業者が税金（法人税、消費税、地方消費税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (9) 現在、嘉手納学童、屋良学童及びたいよう学童に勤務する者のうち、嘉手納小学校内学童クラブ（仮称）で引き続き勤務を希望する者で、かつ、運営事業者において放課後児童支援員又は補助員として優秀であると判断した者を優先的に採用することができること。

4. 施設使用等

- (1) 小学校の施設利用にあたっての遵守事項

施設は運営事業者の専用施設ではなく、小学校との共用施設となります。平日午前中は小学校の教育活動に使用されます。小学校施設を共用することを念頭に置き、安心・安全な運営を行うこと。

- (2) 使用協定

施設使用開始にあたって、子ども家庭課、教育委員会、運営事業者で使用協定を年度毎に締結する。

- (3) 使用に係る経費

施設使用料は全額免除。ただし、放課後児童クラブ使用に伴う光熱水費等は運営事業者負担とする。

5. 運営に関する基準

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこと。

- ・平日月曜日から金曜日 小学校の授業終了時から午後6時30分まで
- ・平日土曜日 午前8時30分から午後5時まで
- ・小学校長期休業日 午前8時から午後6時30分まで

※休み所日については、「日曜日」「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」「12月29日から翌年1月3日まで」「6月23日（慰霊の日）」となります。

- (2) 開所時期

令和4年4月1日の開所とします。

- (3) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

(4) 利用料金

運営事業者は利用料を徴収することができます。利用料は「(1) 開所日及び開所時間」の基準内における利用料、おやつ代を含み月額1万円以下とすること。

また、「(1) 開所日及び開所時間」の基準を超え、開所時間の延長等を実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができます。

なお、入会金・入所金についても徴収することができるものとします。

(5) 地域住民対応

運営事業者として決定した後は、近隣住民との良好な関係を確保すること。近隣住民との対応については運営事業者の責任で対応することとし、ご意見をいただいた場合は迅速かつ適切に対応すること。

(6) 保護者対応

保護者への情報提供及び情報共有を行うとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(7) 学校・地域との連携

学校との情報交換、連携を密にし、学校・児童の状況を常に把握するよう努めること。学校に依頼の上、必要な情報を常に受信できる体制を構築することが望ましい。

(8) 入所手続き等

入所申し込みの受け付け、入所判定の結果等は、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年嘉手納町規則第21号）を参考に、運営事業者が実施すること。なお、入所申し込みに関するスケジュール及び資料等については、町と情報共有を図ること。

(9) 経費

児童クラブの運営に係る経費については、町交付規則の範囲内で町から支出します。それ以外の経費については、法人の負担（保護者からの利用料等を含む）となります。

(10) 開所前手続き

児童クラブの開所あたっては、事前に嘉手納町放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、事業開始届を嘉手納町に提出するものとします。

(11) 運営にあたり適合すべき基準

- ①放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- ②放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）
- ③嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則

6. 開所準備及び運営の補助金

(1) 開所準備経費の補助金

新たに事業を実施するために必要な備品等の購入に要する費用については、国、県の補助金に基づき、1,600,000円を上限に町より補助します。（申請時の額を上限とします。）

なお、国、県の補助金の規定により備品等の購入、納品は令和3年度中に完了してください。（繰り越しはできません。）

(2) 運営費

運営開始後の運営費は、「国交付要綱」、「実施要綱」、「町交付規則」に基づき町より支払います。

(3) その他

開所準備経費に係る補助金の支払い時期については、協議の上、決定することとします。また、運営に係る補助金の支払い時期については、年度中に概算払いを行い、年度末に精算を行う予定とします。

7. 申請手続き

(1) 事前相談（必須）

応募を検討している事業者は、申請の前に必ず事前相談を行ってください。（事前相談がない場合は申請を受け付けません。）事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので電話にてご連絡ください。

なお、各種通知・要綱等は、事業者にて取得してください。

ア 相談期間：公募開始から令和3年10月13日（水）まで
（土日休日を除く）

イ 連絡先：嘉手納町子ども家庭課 保育支援係 電話098-956-1111（代表）

ウ 持参する書類：事前相談依頼書（別添1）法人概要の分かる資料

※事前相談時は原本ではなく写しをご提出ください。

エ その他：事前相談には運営及び施設の状況について分かる方がお越しくください。

(2) 質問事項

本募集要領への質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：公募開始から令和3年10月13日（水）まで

イ 受付方法：文書（任意様式）にてFAX又は電子メールで受け付けます。（事前に送信の電話連絡をお願いします。）なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。文書には法人名を記載してください。

・受付FAX：098-956-9508

・受付電子メールアドレス：hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

（嘉手納町子ども家庭課 保育支援係）

ウ 回答方法：町ホームページに掲載します。

無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問には回答しないことがあります。

エ 回答の取扱い：回答は、本募集要領と同等に扱うものとします。

(3) 申請

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前にご連絡ください。郵送での申請は不可とします。また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更（管理者など保育体制の変更等）は、こちらから求めた場合を除き認めません。

ア 受付場所：嘉手納町子ども家庭課

イ 受付日時：令和3年10月20日（水）まで（土日休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分

ウ 提出書類

提出書類	注意事項
(表紙) 提出書類一覧表	(別添2)
①申請書	様式第1号
②法人概要調書	様式第2号(法人登記事項証明書・定款等の写しを添付すること)
③既設児童クラブ等一覧	任意様式。各施設の名称・所在地・定員・開所年月日・保育内容等が分かるもの
④事業概要書	様式第3号(管理者予定者の履歴書・従事者(採用決定者がいる場合)の資格取得状況が分かるものを添付すること)
⑤事業計画書	様式第4号(年間行事予定表を添付すること)
⑥資金計画書	様式第5号(どのような備品・消耗品を購入するのか等、内訳や用途を説明できるようにすること)
⑦収支予算書	様式第6号、様式第6号-2、様式第6号-3
⑧法人決算書	直近3年分(決算書・申告書一式)
⑨納税証明書の写し	国・県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの (国税の場合：納税証明書その3の3) (県・市町村の場合：納税証明書など)

※申請書類の様式は、町ホームページからダウンロードしてください。

エ 提出部数：正本1部、副本9部。各1部ずつA4フラットファイル等に綴り、①-⑨の番号のインデックスを貼付してください。

8. 運営事業者の選定

(1) 審査方法

嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出書類の審査、申請者による企画提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを実施し運営事業者を選定します。

なお、申請者が4者以上の場合は、一次審査として提出書類のうち財務状況に関する書類を審査し、長期的かつ安定的な運営が期待できる事業者を選定します。

※選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)の日程については、事前相談のあった事業者に対し、個別にお知らせします。

- ・選考結果通知日：令和3年10月下旬(予定)
- ・通知方法：文書による通知

(2) 選定基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているか等の確認を行い、要件等を満たす事業者について、「嘉手納町放課後児童健全育成事業審査基準（別表）」に基づき審査採点を行います。各選定委員が評価した点数を合算したものが満点の6割以上となった事業者を候補とします。複数の候補が生じた場合は、合計点数による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を第1候補として選定し、2番目に高い評価を得た事業者を候補者の次点者として選定します。また、合計点数が同点となる者が2事業者以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

(3) 選定対象除外事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外、又は候補者の決定を取り消します。

- ① 提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- ② 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該申請において、関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ 書類提出後に事業計画の内容をご変更した場合（やむを得ない変更であると町長が認める場合を除く）
- ⑤ その他、申請等に関して不正な行為があったと町長が認めた場合

(4) 申請の辞退

申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。（様式第7号）

9. スケジュール (予定)

開所までのスケジュール概要は次のとおりです。

項目	日程、内容等
公募要領公表、 事前相談受付 (随時)	令和3年10月1日 (金) - 令和3年10月20日 (水) ・事前相談を行った設置運営事業者へ情報提供 (随時) ・事前相談を行った設置運営事業との協議 (随時)
事前相談・質問書の受け 付締め切り	令和3年10月13日 (水)
応募書類提出期限	令和3年10月20日 (水)
選定委員会 (審査)	令和3年10月下旬
設置運営事業実施者候補 の選定	令和3年10月下旬
開所準備経費に係る補助 金申請、決定	令和3年11月以降 補助金申請、決定
施設整備工事、竣工、開 設準備	令和3年11月 - 令和4年3月
事業開始届提出期限	令和4年3月1日
開所、運営に係る補助金 申請、決定	令和4年4月1日

10. その他

- ① 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ② 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③ 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- ④ 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他町が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとします。
- ⑤ 申請書類は嘉手納町情報公開条例（平成14年嘉手納町条例第9号）における公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人の正当な利益を害するおそれのあるものは公開の対象となりません。
- ⑥ 開所準備経費に関する補助金については、国及び県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合があります。
- ⑦ 運営事業者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、申請内容どおりに履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります。
- ⑧ 本募集により実施する放課後児童健全育成事業について、事業開始後から10年以上経過し、将来的に閉所する場合や実施内容の重要な事項（定員、管理者、保育室の配置など）を変更する場合には、町と協議の上、1年以上の準備期間を設けてください。
特に保育の安定性の面から、管理者については、やむを得ない事業を除き、運営事業者として決定があった日から開所後3年まで異動は行わないこと。ただし、町と協議が整う場合については、この限りではありません。
- ⑨ 本事業の選定に関して、申請者が嘉手納町放課後児童健全育成事業設置運営事業者選定委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- ⑩ 本募集要領に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

本募集要領等に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

TEL 098-956-1111（内線275）

FAX 098-956-9508

Eメールアドレス hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

別表 嘉手納町放課後児童健全育成事業審査基準

大項目	小項目	配点
Ⅰ 保育内容等について	1 保育理念・保育方針	60
	2 保育内容	
	3 健康管理・安全確保についての考え方	
	4 保護者・地域・学校・町との連携・交流に関する考え方	
	5 障がい児童の受入れ体制について	
	6 料金設定に関する考え	
Ⅱ 保育体制について	1 支援員等の配置及び組織の体制に関する考え方	40
	2 人材育成に関する考え方	
	3 個人情報の保護に関する考え方	
	4 危機管理に関する考え方	
Ⅲ 保育施設について	1 施設管理に関する考え方	10
Ⅲ 運営法人について	1 法人運営状況	30
	2 法人財務状況	
Ⅳ その他	1 事業者の特色	10
合 計		150

※なお、申請者が放課後児童健全育成事業を実施している場合、ヒアリングに先立ち、運営している施設を見学させていただくことがあります。